

広島県告示第四百五十五号

令和四年広島県告示第三百九十五号（公共測量の実施）に係る公共測量について、次のとおり変更した旨、国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所長から通知があった。

令和五年三月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 作業種類

公共測量（航空レーザ測深）

二 作業期間

令和四年四月二十八日から令和五年二月二十八日まで

三 作業地域

（変更前） 太田川中流域（広島市安佐北区可部町今井田地先く広島市佐伯区湯来町）

（変更後） 太田川中流域（広島市安佐北区可部町今井田地先く広島市佐伯区湯来町、

山県郡安芸太田町大字上殿く山県郡安芸太田町大字中筒賀）、太田川下流ダ

ルタ域（広島市東区牛田新町く広島市中区河原町）